

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成31年2月7日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成31年2月7日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の選挙
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）
- 第7 組合行政一般に対する質問
16番 伊藤幾子議員
- 第8 議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（質疑・委員会付託）
- 第9 議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（提案説明・質疑）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

~~~~~

出席議員（16名）

1番	前田伸一	2番	星見健蔵
3番	岩永安子	4番	横山明

5番	石	田	憲	太	郎	6番	椋	田	昇	一
8番	谷	本	正	敏		10番	谷	口	雅	人
11番	柳		正	敏		12番	足	立	義	明
13番	寺	坂	寛	夫		14番	砂	田	典	男
15番	山	田	延	孝		16番	伊	藤	幾	子
17番	吉	田	博	幸		18番	上	田	孝	春

~~~~~

欠 席 議 員 ( 2 名 )

|    |   |   |   |   |    |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 7番 | 栄 | 田 | 秀 | 之 | 9番 | 川 | 上 | 守 |
|----|---|---|---|---|----|---|---|---|

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥	取	市	長	深	澤	義	彦
副 管 理 者	岩	美	町	長	西	垣	英	彦
副 管 理 者	智	頭	町	長	寺	谷	誠	一 郎
副 管 理 者	若	桜	町	長	矢	部	康	樹
副 管 理 者	八	頭	町	長	吉	田	英	人
副 管 理 者	鳥	取	市	副 市 長	羽	場	恭	一
事 務 局 長					田	中	利	明
消 防 局 長					中	谷	隆	人
会 計 管 理 者	鳥	取	市	会 計 管 理 者	高	橋		徹

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|           |   |   |   |                           |   |   |   |     |
|-----------|---|---|---|---------------------------|---|---|---|-----|
| 書 記 長     | 鳥 | 取 | 市 | 議 会 事 務 局 長               | 河 | 村 |   | 敏   |
| 書 記 長 補 佐 | 鳥 | 取 | 市 | 議 会 事 務 局 長 補 佐 兼 庶 務 係 長 | 米 | 田 | 亜 | 希 子 |
| 書 記       | 鳥 | 取 | 市 | 議 会 事 務 局 議 事 係 長         | 毛 | 利 |   | 元   |
| 書 記       | 鳥 | 取 | 市 | 議 会 事 務 局 主 事             | 眷 | 井 | 知 | 世   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆**谷本正敏 副議長** ただいまから、平成31年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆**河村 敏 書記長** 御報告いたします。

まず、議員の異動についてです。八頭町議会選出の高橋信一郎議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、平成30年10月31日付で議長より辞職を許可されました。

欠員となりました八頭町議会選出議員につきましては、平成30年11月30日、八頭町議会において選挙が行われ、栄田秀之議員が選出されました。

次に、鳥取市議会選出議員の任期満了に伴いまして、平成30年12月17日に鳥取市議会において選挙が行われ、前田伸一議員、星見健蔵議員、岩永安子議員、横山明議員、石田憲太郎議員、椋田昇一議員、寺坂寛夫議員、砂田典男議員、山田延孝議員、伊藤幾子議員、吉田博幸議員、上田孝春議員、以上12名の方々が選出されました。

次に、欠席議員について、御報告します。

川上守議員から、所用のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。以上、報告を終わります。

◆**谷本正敏 副議長** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定

◆**谷本正敏 副議長** 日程第1、議席の指定を議題とします。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

◆**河村 敏 書記長** 朗読いたします。

1番前田伸一議員、2番星見健蔵議員、3番岩永安子議員、4番横山明議員、5番石田憲太郎議員、6番椋田昇一議員、7番栄田秀之議員、13番寺坂寛夫議員、14番砂田典男議員、15番山田延孝議員、16番伊藤幾子議員、17番吉田博幸議員、18番上田孝春議員。

以上、朗読を終わります。

◆**谷本正敏 副議長** ただいまの朗読のとおり、議席を指定いたしました。

第2 会期の決定

◆**谷本正敏 副議長** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月8日までの2日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**谷本正敏 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第3 議長の選挙

◆**谷本正敏 副議長** 日程第3、議長の選挙を行います。

現在、議長が欠員となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**谷本正敏 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名につきましては、副議長が行うことにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**谷本正敏 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、15番山田延孝議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、山田延孝議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**谷本正敏 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、山田延孝議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました、山田延孝議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

山田延孝議員、御挨拶をお願いします。

〔山田延孝議長 登壇〕

◆**山田延孝 議長** 皆さんおはようございます。ただいま、鳥取県東部広域行政管理組合の議長に選任をされた山田鳥取市議会議長の山田でございます。よろしくお祈りをいたします。

当組合は御存じのとおり、救急業務、消防業務という、非常にいわゆる1市4町の住民にとりまして、本当に大切な業務をやっております。あわせて、ごみ処理問題、可燃物処理等々中心に住民の日々の生活に直結した課題や問題にも取り組んでおるわけでありまして。地域住民が安全で安心して暮らせる、そういう圏域をつくるためにも、皆さんと一緒に力いっぱい頑張っております。どうぞよろしくお祈りをいたします。本日は大変ありがとうございました。(拍手)

〔谷本正敏 副議長 自席着席〕

〔山田延孝 議長 議長席着席〕

◆**山田延孝 議長** 議事を続行します。

第4 常任委員の選任

◆**山田延孝 議長** 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、1番前田伸一議員、3番岩永安子議員、4番横山明議員、6番椋田昇一議員、13番寺坂寛夫議員、17番吉田博幸議員、以上、6人の方々を総務消防委員に、2番星見健蔵議員、5番石田憲太郎議員、7番栄田秀之議員、14番砂田典男議員、15番山田延孝、16番伊藤幾子議員、18番上田孝春議員、以上、7人の方々を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

第5 議会運営委員の選任

- ◆**山田延孝 議長** 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、2番星見健蔵議員、4番横山明議員、5番石田憲太郎議員、16番伊藤幾子議員、18番上田孝春議員、以上、5人の方々を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

第6 議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）

- ◆**山田延孝 議長** 日程第6、議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上、10案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

- ◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取り組み状況について御報告いたします。

喫緊の課題であります可燃物処理施設建設事業につきましては、現在、鋭意、敷地造成工事に取り組んでいるほか、本年夏にはプラント工事に着手できるよう準備を進めており、平成34年8月の本稼働に向け、着実に事業を推進してまいります。また、老朽化とあわせ耐震不足となっている消防庁舎につきましても、計画的に整備を進めており、引き続き、圏域住民の安全・安心を確保するため、組織市町と一体となって、取り組みを進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案について御説明いたします。

議案第1号の平成30年度一般会計補正予算につきましては、総額5,163万1,000円の減額を行うもので、消防庁舎整備事業など、事業費の確定により計上したものです。

議案第2号の平成30年度因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、歳入の確定により計上したものです。

議案第3号は、平成31年度一般会計予算であります。予算規模は、63億3,286万5,000円、前年度に比べ、9億7,217万6,000円の増、増減率といたしまして、プラス18.1%の予算を計上したものです。

その概要を申し上げます。総務費では、職員厚生研修費、庁舎等管理事務費など義務的な経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、大規模改修経費及び可燃物処理施設建設に伴う敷地造成工事費、プラント建設工事費などの経費を計上しています。消防費につきましては、常備消防を維持するために必要な経費のほか、岩美消防署、八頭消防署及び智頭出張所の庁舎整備に伴う経費を計上しています。また、消防車両等につきましては、化学消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車1台の更新に伴う経費を計上していま

す。

議案第4号の平成31年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、325万4,000円を計上したものです。昨年4月より営業を開始しております、地域連携DMO、一般社団法人麒麟のまち観光局に対して運営支援を行うなど、引き続き圏域観光の促進を図ってまいります。

議案第5号は、鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員の区分及び任期を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第6号から議案第8号までは、リファーレンいなば、因幡霊場及び白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について、それぞれ必要な議決を得ようとするものです。

議案第9号は、環境クリーンセンター外壁屋根改修工事を行うため、指名競争入札を実施したところ、株式会社ヤマタホームが落札したので、工事請負契約の締結に当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第10号は、八頭消防署改築（建築）工事を行うため、指名競争入札を実施したところ、八頭消防署改築（建築）工事原田・興洋特定建設工事共同企業体が落札したので、工事請負契約の締結に当たり、必要な議決を得ようとするものです。

以上、議案第1号から議案第10号について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆**山田延孝 議長** 正副議長交代のため、しばらく休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

◆**谷本正敏 副議長** ただいまから、会議を再開します。

第7 組合行政一般に対する質問

◆**谷本正敏 副議長** 日程第7、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

[16番伊藤幾子議員 登壇]

◆**16番伊藤幾子 議員** おはようございます。16番、伊藤です。通告に従って質問をいたします。

一般廃棄物処理基本計画についてです。これは、廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全と公共衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるものとなっています。この東部圏域では、平成25年度までの実績を踏まえ、平成26年度から計画の目標年度である平成31年度までの6年間を計画期間とした一般廃棄物処理基本計画が1市4町及び東部広域行政管理組合と合同でつくられています。そして現在、整備が進められている新可燃物処理施設についても、施設規模を日量240トンにすること、高効率発電を行うこと、建設運営一括方式で進めることが一般廃棄物処理基本計画には盛り込まれています。

ところで、新可燃物処理施設の整備については、先月、整備事業に係る環境影響評価の再検証評価書の公告縦覧が終了しました。まず再検証評価書の内容及び出された意見の数、このあとの再評価の業務がどうなるのかお尋ねをいたします。

以上、登壇での質問とします。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一般廃棄物処理基本計画についてお尋ねをいただきました。再検証評価書の内容、また出された意見の数、このあとの再評価はどうなるのかといったお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきます。

このたび公告縦覧に供した可燃物処理施設整備事業、環境影響評価に係る再検証評価書は平成25年11月29日の手続完了に当たり、県から処理方式等の詳細決定後に、この時点との比較検証の結果の報告を求められていたことから作成したものであります。

昨年7月に施設の設計、建設、20年間の運営事業者としてJFEエンジニアリング株式会社と契約を締結して以降、詳細な設計協議を進め、このたび処理方式をストロカ方式とする排ガス処理方法や、用排水計画、さらには施設の配置計画や土地利用計画等が決まったことから再検証を行いました。

その結果、煙突排ガスにつきましては、当初予算とおおむね同程度の結果となり、車両通行に係る大気質、騒音、振動につきましても、環境基準等の環境保全目標を満足するものと予測をされました。また、土地利用計画の変更に基づく、植物、動物、水生生物、生態系への影響につきましては、事業による影響は小さいと予測されております。この再検証評価書につきましては、平成30年12月28日から平成31年1月28日までの間、縦覧に供しましたが意見等の提出はありませんでした。今後の再検証評価書に係る手続といたしましては、2月13日に開催される鳥取県環境影響評価審査会で審査を受け、その後、鳥取県知事より再検証評価書に対する通知が発出され、一連の手続が完了する予定であります。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 御答弁いただきました。

プラントメーカーが決まり、その前に焼却する方式が決定したということで、それに伴って排ガス諸元の確定等々、そういったことで、いろいろ条件が確定したということで再検証されたという御答弁でした。今後の流れについてもお話がありました。2月13日に県の審査会でそれを経て、何ものなればもう確定だということでした。

ただ、縦覧の期間が1カ月あったのですけれども、意見がゼロ件だったと、そういうことでした。これまで方法書であったり、準備書であったり、そういった段階で出された意見については事業者の見解が出されまして、このこともその評価書の中にはしっかりと納められています。それで、やはり事業者というのは出された意見に対してきちんと答える責任があるということとともに、東部広域行政管理組合の公式な見解だというふうに私は理解をしています。

評価書というのは、こんなに分厚い、本当に昔の電話帳みたいになぞごく分厚かったですけれども、その第21章に施設規模が前は360トンですかね、だんだんだんだん小さくなって240トンに至ったわけですけれども、でも、私はもっとそれ以上小さくしてほしいとは言ってきたんですけど、そうならず240トンなんですけど、この施設規模が検討された可燃物処理施設整備検討委員会、ここの第3次報告書、これが施設規模に係る報告書だったんですけども、それに対するパブコメで出された意見についても事業者の見解が出されていて、それもちゃんとその評価書の中に納められてるわけですよ。ちょっとそれを見て、私ちょっと疑問に思ったことが1点ありますので、ちょっと確認させてください。ある方が、行政は安全だと言うが、ダイオキシンの全てが紫外線では分解されないという意見を出されました。それに対して事業者の見解として、ダイオキシン類につ

いては、野焼き等でも発生することから、自然界に存在していますが、一般的に紫外線により約7年で分解するとされていますと、そういうふうに書かれていました。東部広域のホームページからダイオキシンというところがありまして、そこから環境省に飛べるんですよ、リンクが張られてまして。そこに行くと、環境省の2012年のパンフレットが見れるようになっています。そこでは、太陽光の紫外線で徐々に分解されると言われていますと書かれていました。でも、何年で分解するかまでは書かれていませんでした。パンフレットの違うページではダイオキシン類が一たび体内に入ると、その大部分は脂肪に蓄積されて体内にとどまります。分解されたりして体外に排出される速度は非常に遅く、人の場合は半分の量になるのに約7年かかるとされていますと書かれていました。でも、紫外線との関係は書かれていませんでした。図書館で幾つか本で調べたんですけど、事業者と同じ見解のものを私は見つけることができませんでした。そこでお聞きしたいのは、このダイオキシンが一般的に紫外線により約7年で分解するという見解の根拠は何なんでしょうか、お尋ねします。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをさせていただきます。

◆谷本正敏 副議長 田中事務局長。

◆田中利明 事務局長 第3次報告書に係るパブリックコメントで提出された意見に対する事業者見解の根拠についてのお尋ねでございました。

可燃物処理施設整備検討委員会の第3次報告書につきましては、平成25年の8月に整備の基本方針や、処理対象物、施設規模などについての検討結果報告を受けたもので、御指摘の意見につきましては、報告書の内容以外の意見として出されたものでございます。この意見に対する事業者でございます東部広域としての見解は、環境影響評価書の中にも掲載させていただいておりますが、まず施設の安全性について環境影響評価の予測結果をもとにしっかりと説明させていただいております。その上で、身近な例示として野焼き等でもダイオキシン類が発生することを御紹介し、それらは一般的に紫外線により約7年で分解するとされていると記しているところでございます。このことについては、環境省がダイオキシン類の理解を深めるために作成しているパンフレットにダイオキシン類は太陽光の紫外線で徐々に分解されるとあること、また環境科学に関する諸問題を学術的、総合的に調査研究している団体として広く知られる公益社団法人環境科学会の文献において、各種データから中央付近の土壌中ダイオキシン類の寿命は7年から10年と見積もられたとあることから、それらを参考としたものでございます。以上です。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 学会ですかね、学会の文献を参考にしと。あと、環境省のパンフレットということですけども、一般的にという表現がありましたので、一般的なことだと本当に多く広く知られていることで、大体ダイオキシン類を扱うような本には書かれているものなのかなと思ったところ、探せなかったということなんですね。これ、環境影響評価というのは、ある本によりますと事業が環境や社会に与える負の影響をより少なくするためのツールであると書かれていました。あわせて、事業主体が自主的に環境配慮を行うための手続を決めている、その手続は事業主体が環境配慮の説明責任を果たすための社会との間のコミュニケーション過程として定められ、情報公開を基礎としているとも書かれていました。つまり、何らかの事業を行う事業者と住民、市民の間のコミュニケーションを促進するツールであると、そういった面もあるということが書かれている本があったわけですけども、それを見ますとやはり意見を出してその見解をまた出してもらって、また意見を出して、こういうやりとりがこの間あったわけですよ。やっぱり出させる見解というのは正しくな

いと私はいけないと思いました。リンクで飛べば環境省のそれしかなくて、その何とか学会というのは、行き当たらないわけであまり本当に深く探らないとわからないような書きぶりはちょっといかがなものかなと、思うのですけれども、本当にやっぱり見解として出す場合は、やはりそこはしっかりと考えて、出さなければならなかったのではないかと改めて見て思いました。これを直す必要がある、ないというのは、やっぱり何とか、学識経験者といいますか、大学の先生とか、そういった方にお聞きしていただきたいと思うんですけれども、やはり住民が見たときに本当にわかりやすく、本当だろうかこれってということの裏づけがちゃんととれるような表記の仕方、そういったことに私は本当に気をつけていただきたいなと思います。

何か御所見があれば、お願いいたします。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうから、環境アセスメント、環境影響評価の趣旨についても詳しく御紹介いただきました。やはり、環境に与える影響、負荷をできる限り少なくするということと、やはり住民の皆さんに正しく御理解をいただく、そのコミュニケーションを図っていく、そのようなツールとしても重要な手続であると考えております。

このダイオキシンについては、このような御意見に対して大体7年ぐらいで紫外線により分解されるというような学術的な見地を引用してお答えをしておりますけれども、建設予定地であります河原町国英地区の皆様には、このダイオキシン類等々についての特性や環境負荷に対してどのような影響があるのか、いろんなことについてこれまで詳しく御説明をさせていただきまして御理解をいただいております。今後もこういったことについて、この圏域住民の皆さんに正しく御理解いただけるように、そのように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 その学会の分はまた改めて見せていただきたいと思います。

では、次に行きます。新可燃物処理施設の運営にかかわってくることなんですけれども、一般廃棄物処理基本計画の61ページには、ごみ処理広域化に対応した収集、運搬体制の構築ということが重点施策となっております。その計画には、可燃ごみの処理体制を広域化することで処理施設が遠方化し、収集運搬に要する時間は大きくなりますと書かれています。そのため、ごみステーションに収集されないごみが長時間残り、カラスや猫等によるごみの散乱を引き起こすことが懸念されますということまで書かれています。だから、各市町においてごみ広域処理体制に対応した収集運搬体制を構築していくものとしますと、そのように計画には書かれています。

平成29年10月定例会で私の質問に対して管理者は、ごみ収集車両の運搬に要する時間も変わってくることから、可燃ごみの収集ルートなども含めて改めて点検していく必要があると考えている、このことは施設の仕様や受け入れ体制等にも関係があるため、整備、運営事業者の決定以降、収集運搬を担う構成市町と協議してまいりたいと考えていると御答弁されました。昨年7月には整備運営事業者と契約が結ばれました。ごみ広域処理体制に対応した収集運搬体制について、どのようなスケジュールで検討を進めていく考えなのかお尋ねをします。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

新しい可燃物処理施設の稼働に向けた収集運搬体制の構築につきましては、施設整備運営事業者の決定以降、組織市町と協力をして取り組んでいるところであります。昨年8月30日には、組織市町と共催で収集運搬事業者に対し、新施設の配置や概要について説明会を実施したところでありまして、今後改めて処理施設の変更に伴う収集運搬体制の点検を行うようお願いをしたところであります。

いずれにいたしましても新施設の供用に先立って、収集運搬体制が整っていることが必要であり、引き続き組織市町と協力して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 もう既にその検討に取りかかっているという御答弁でした。収集運搬は各市町の業務ですから、そうやって一緒になって検討されているということなんですけれども、これは環境影響評価における大気質、騒音、振動にもやっぱりかかわることですし、あと地元との協定にもかかわってくる場所ですので、構成市町の首長さん等々だけではなくて、やはり住民に開かれた検討にさせていただきたいと思います。時期が来れば本当に住民を交えてということになるかもしれませんけれども、そこは強く要望しておきたいと思います。

次ですけれども、ごみ処理手数料、いわゆるごみ袋代の状況も基本計画には記載をされています。可燃ごみで大の袋、45リットルで鳥取市と智頭町が1枚60円なんです。岩美町が同じ大きさと25円なんです。若桜町は48リットルで42円。八頭町は可燃ごみ、プラごみ、食品トレーと共通した袋のようで、若桜町と同じ48リットルで35円です。これがちゃんと計画に、その当時なのでしょうけど書かれています。それぞれごみ袋代が違うんですけれども、これは違って当たり前だと私は思います。それはごみ処理費用に対する考え方が、それぞれ市町によって違うからです。この一般廃棄物処理基本計画の61ページには、重点施策として収集運搬も含めたごみ処理の有料化に関しては、構成市町において料金設定がなされています。今後、広域処理体制の実施を踏まえ、東部圏域においてごみ処理負担の公平性を図るため、ごみ処理手数料のあり方について構成市町と協議していくものとしますと計画には書いてあります。でも平成29年10月定例会、同じく管理者はごみの指定袋料金についてそれぞれの自治体のごみ処理に係る費用等を提案し、地域の実情に応じて設定されているものである。新しい可燃物処理施設稼働後の指定袋料金についても、基本的には各構成市町において新施設の運営に係る負担金等も提案しながら地域の実情に即して設定されるものと考えていると御答弁されました。なお、運営費等が固まった段階で構成市町とも協議していきたいと述べておられます。先ほど言ったように、ごみ袋代はまちまちです。それは管理者が述べられたようにそれぞれの自治体のごみ処理に係る費用等を提案して地域の実情に応じて設定されているから違うわけなんですけれども、この金額のいい悪い、高い安いは横に置いておいて、金額を横並びせずに自分たちで決めていくということはとても私は大事なことだと思うんですね、各市町でそれぞれ決めていくと。そこに行政の政策判断が反映できる余地がないと私はいけないと思っていますが、新しい施設での広域処理となったとしても、従前どおりごみ袋代は各市町で決めるべきものだと私は思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

ごみ処理手数料のあり方や具体的な指定袋料金等につきましては、今後1市4町と協議をしてみたいと思っ

ておりますが、指定袋の料金は基本的には各市町において新施設の運営に係る負担金等も勘案をして地域の実情に即して設定をされるものと、このように考えております。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 見解を述べられましたけれども、協議していくと。鳥取市でいえば、31年度までは今の値段なんですね。それで、32年度からはどうするかというのは、新年度に入ってから議論されるんだろうと思っています。

広域での考え方が、いつごろははっきりと示されるのでしょうか。そのあたりスケジュールを教えてください。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

現地点で東部広域行政管理組合としていつごろまでにどのような方向でということは、まだ具体的には決めておりませんが、まずはやはり構成市町、1市4町で協議をしてみたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 私が気になるのは、鳥取市の袋がどうなるんだということを鳥取市に対して考え方をいろいろ聞くときに、いやあ、ちょっと広域でまだそんな話はできていませんなんて言われることが一番嫌なので、それで聞いているんですけど、じゃあ、各市町で独自でそういう議論は進めていけばいいという理解でいいかどうか、確認させてください。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 重ねてのお尋ねではありますが、お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、また以前にもお答えをさせていただきましたように、この指定袋の料金ということにつきましては、基本的に各市町において、それぞれの政策判断等もございますし、いろいろ地域の実情も異なっておると考えておまして、そのような実情、また政策判断等を元にそれぞれ設定をされるべきものであると私は考えております。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ごみ袋代はそれぞれの市町で設定されるものだという認識であるということを確認をさせていただきました。

では、この一般廃棄物処理基本計画なんですけど、これは31年度までとなっています。32年度からの次期基本計画はどのようなスケジュールで策定されるのかお尋ねをします。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 スケジュールにつきましては、事務局長よりお答えをさせていただきます。

◆谷本正敏 副議長 田中事務局長。

◆田中利明 事務局長 御答弁申し上げます。

一般廃棄物処理基本計画は目標年次をおおむね10年から15年先において、おおむね5年ごとに策定するものとされております。本組合におきましても、平成32年度からの次期計画について、ごみの発生量及び処理量の見込みに関する事項や、ごみの排出抑制に関する事項等を見直し、組織市町と合同で平成31年度中に策定する

こととしています。

おおよそのスケジュールといたしましては、4月当初から組織市町との協議を重ね、素案を作成するとともに、パブリックコメントを実施、また廃棄物等審議会の御意見をいただきながら年度末までに成案とする予定としております。なお、その間、議会に対しましても適時適切に情報を提供してまいりたいと考えているところでございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 情報提供はしっかりお願いいたします。

では、ごみの総排出量、これが基本計画では平成31年度におけるごみの総排出量を平成25年度実績に対する1.4%減の7万1,700トンというふうに見込まれていますけれども、平成29年度の実績及び今年度どうなりそうか、その見込みについてお尋ねします。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをさせていただきます。

◆谷本正敏 副議長 田中事務局長。

◆田中利明 事務局長 ごみの総排出量の平成29年度の実績及び平成30年度の見込みについて、御答弁申し上げます。

平成29年度の東部圏域全体における可燃ごみや不燃ごみを含めたごみの総排出量は6万9,715トンでございました。平成30年度の見込みでございますが、4月から12月までの実績が5万3,512トンとなっております。前年同期とほぼ同程度となっております。1月から3月も同じような傾向で推移すると予想されておまして、平成30年度のごみ総排出量は前年度の平成29年度の6万9,715トンと同水準になるものと見込んでおります。以上です。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 現在のこの基本計画では、ごみの排出抑制目標の方針がごみ処理の有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止するということになっています。リバウンドさせないということで、ほぼ横ばいでもオーケーという、そういう計画になっているのではないかなと思っているんですけど、先ほどの御答弁で6万9,715トンが29年度だったと。28年度の実績でいえば、6万9,546トンだったんですね。27年度は7万1,372トンでした。ほぼ横ばいなんですね。それで、32年から新しい計画になるわけですけども、次期基本計画の中で、今計画されている、進められている新可燃物処理施設が稼働することになるんですよ。ごみの分別の徹底、さらなる意識的な減量化というのは、施設の維持管理経費にも私がかかわってくる問題だと考えています。ですから、次期基本計画では、東部広域として積極的なごみの減量化に取り組む、そういったことを盛り込む必要があると思いますが、その点はどうでしょうか。

◆谷本正敏 副議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをさせていただきます。

現在の基本計画では全国にごみ処理の有料化以降において、数年後にごみ量が増加に転じる、いわゆるリバウンド現象が見られる場合もあることから、組織市町と協議のもと、ごみの排出抑制目標として、ごみ処理の有料化によるごみ排出量のリバウンド防止を方針としたものであります。

ごみ減量化等につきましては、組織市町が地域の実情に即して、取り組んでいく必要があります、東部広域とい

たしましても、次期基本計画において組織市町と共通認識のもとに合同で目標設定をするなどいたしまして、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆谷本正敏 副議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 構成市町と合同で目標設定をしていくということでしたけれども、この一般廃棄物処理基本計画をつくるに当たっては、国のほうが策定指針というのを出しています。28年9月に改定をされていますから、今の計画がつくった後に改定をされてるわけですけども、恐らくこの指針に基づいてそれぞれ計画はつくられていくんだと思うんですが、そこにもちゃんと書いてあるんですね。市町村は対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記する、そのように書かれていますので、ぜひとも具体的な、積極的な意識的なやはりそういう目標を持って取り組むようにしていただきたいと思います。

それで、ごみの減量化は市町村の所掌事務だと、市町村がやることだとそういうことはずっと言われてきたんですけども、やっぱりそうは言っても広域もかかわらないというわけにもならないと思いますし、ちょっと参考までに、これは国の環境省のホームページからとった数字、とった数字といいますか、実態調査の報告が上がっていてそれが全国全ての自治体の数字が出ているんですけども、だからこちらの数字とは若干ずれがあるかもしれません。でも、一応環境省のホームページなんですけど、1人1日当たりのごみの排出量なんですけど、28年度で鳥取市が998グラム、そのうち生活系が518グラム、事業系が480グラム。岩美町が661グラム、生活系はそのうち628グラム、事業系は33グラム。若桜町が665グラムで、うち生活系が625グラム、事業系が30グラム。智頭町が630グラムで、うち生活系が601グラム、事業系が29グラム。八頭町が642グラム、うち生活系が530グラムで事業系が111グラムというふうになってます。生活系ごみで500グラム台と600グラム台がある、この中身がどうなのかというのは各市町でやはり分析をさせていただいて、どういうふう目標設定をするのかとか、どう頑張っていくのかというのは、それぞれやることだと思います。事業系については圧倒的にやっぱり鳥取市が多いんですね。998のうち、480グラムが事業系ですからね。やっぱりそこをどう減らしていくかということが本当に大事なわけですね。新しい施設は、想定のごみの量はこれだけですと、5万8,000何がしてしたかね、それで入札にかけて業者を決めたわけですけども、安定的な稼働をするためにごみの量が3割減っても大丈夫ですということを委員会でも聞きましたので、確認しましたので、やっぱりごみの減量化をどんどん進めていっても問題はない施設なんだと、それだったらもうちょっと小さくすればよかったのかなと思うんですけども、やはりごみの減量化に積極的に取り組んでいただくということを強く要望しまして、今回の質問は終わります。以上です。

◆谷本正敏 副議長 以上で、組合行政一般に対する質問を終了します。

第8 議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結について（質疑・委員会付託）

◆谷本正敏 副議長 日程第8、議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上10議案を一括議題とします。

これより10議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆谷本正敏 副議長 質疑なしと認めます。

議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結に

ついてまで、以上 10 議案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

第 9 議案 11 号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（提案説明・質疑）

◆**谷本正敏 副議長** 日程第 9、議案 11 号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを議題とします。

本件については、上田孝春議員が、地方自治法第 117 条の規定により、除斥されますので退場を求めます。

[18 番上田孝春議員 退場]

◆**谷本正敏 副議長** 提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆**深澤義彦 管理者** 議案第 11 号について御説明いたします。

議案第 11 号は、人事に関する案件です。議員選出監査委員の任期満了に伴い、新たな委員を選任するに当たり、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得ようとするものです。

その職務の重要性に鑑み、慎重に検討しました結果、鳥取県東部広域行政管理組合監査委員として、上田孝春氏を選任したいと存じますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

◆**谷本正敏 副議長** これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**谷本正敏 副議長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案に対する委員会付託は省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**谷本正敏 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、本案の委員会付託は省略することに決定しました。

除斥された上田孝春議員の入場を許可します。

[18 番上田孝春議員 入場]

◆**谷本正敏 副議長** 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午前 10 時 53 分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成31年2月8日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成31年2月8日（金） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

- 第1 議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）
- 第3 閉会中の継続調査について

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~~

出席議員（17名）

1番	前	田	伸	一	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安	子	4番	横	山		明
5番	石	田	憲	太郎	6番	棕	田	昇	一
7番	栄	田	秀	之	8番	谷	本	正	敏
9番	川	上		守	10番	谷	口	雅	人
11番	柳		正	敏	12番	足	立	義	明
13番	寺	坂	寛	夫	14番	砂	田	典	男
16番	伊	藤	幾	子	17番	吉	田	博	幸
18番	上	田	孝	春					

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

15番 山 田 延 孝

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	西 垣 英 彦
副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	矢 部 康 樹
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		田 中 利 明
消 防 局 長		中 谷 隆 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	高 橋 徹

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|       |                         |         |
|-------|-------------------------|---------|
| 書 記 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 河 村 敏   |
| 書 記   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 毛 利 元   |
| 書 記   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 前 田 英 樹 |

~~~~~

午前10時0分 開議

◆谷本正敏 副議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆河村 敏 書記長 御報告いたします。

15番山田延孝議員から所用のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

次に、昨日開催されました議会運営委員会におきまして、委員長に、4番横山明議員が、総務消防委員会におきまして、委員長に、6番椋田昇一議員が、福祉環境委員会におきまして、副委員長に5番石田憲太郎議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

◆谷本正敏 副議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆谷本正敏 副議長 日程第1、議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第10号工事請負契約の締結についてまで、以上10議案を一括議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、6番、椋田昇一議員。

[6番椋田昇一議員 登壇]

◆6番椋田昇一 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第2号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号平成31年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第4号平成31年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第10号工事請負契約の締結について、以上5案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

◆谷本正敏 副議長 次に、福祉環境委員長、12番、足立義明議員。

[12番足立義明議員 登壇]

◆12番足立義明 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例の一部改正について、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの指定管理者の指定について、議案第7号因幡霊場の指定管理者の指定について、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について、議案第9号工事請負契約の締結について、以上6案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号平成31年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、報告を終わります。

◆谷本正敏 副議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆谷本正敏 副議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

[16番伊藤幾子議員 登壇]

◆16番伊藤幾子 議員 議案第3号平成31年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

新年度には、いよいよ日量240トンの処理能力がある新可燃物処理施設の建設工事が始まるということで、それに要する費用が計上されています。これまでも指摘してきたことですが、そもそも日量240トンの処理能力が本当に適切なのかという問題です。残念ながら、人口推計は減少傾向です。この先、圏域の目標人口を維持したとしても、一般廃棄物処理基本計画の基準となっている平成25年度実績の1日1人当たりのごみ排出量の数字を当てはめて計算したところ、稼働予定期間中には事業者と契約した標準ごみ量58,577トンの増減想定内であるマイナス10%以上にごみ量が減る計算となりました。ましてや、ごみの減量化に取り組めば、さらに下回ります。施設規模はまだ小さくできたと思いますし、日量240トン規模の妥当性には、まだ疑問があります。

現状を考えると、ごみ処理施設は必要だと思います。でも、住民は費用に無関心ではありません。整備及び運営にどれだけの費用がかかり、住民負担がどうなるかという点で言えば、情報提供及び説明責任がきちんと果たされてきたとは言えません。また、20年間という運営管理業務委託の長期契約が本当に住民のためになるのか、行政としての関与が著しく低下することが危惧されるという不安も消えてはいません。

引き続き、疑問をただし、チェックをしていくということを述べて、反対討論といたします。

◆谷本正敏 副議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第1号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成31年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立多数であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成31年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの指定管理者の指定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号因幡霊場の指定管理者の指定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グランドゴルフ場の指定管理者の指定についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆谷本正敏 副議長 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

第2 議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）

◆谷本正敏 副議長 日程第2、議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを議題とします。

本件については、上田孝春議員が、地方自治法第117条の規定により、除斥されますので退場を求めます。

[18番上田孝春議員 退場]

◆谷本正敏 副議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆谷本正敏 副議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを起立により採決します。

お諮りします。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◆谷本正敏 副議長 起立全員であります。したがって、本案は、同意することに決定しました。

除斥された上田孝春議員の入場を許可します。

[18番上田孝春議員 入場]

第3 閉会中の継続調査について

◆谷本正敏 副議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配布してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆谷本正敏 副議長 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

これで、平成31年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時17分 閉会